

# 徳島県共同募金会徳島市支部 募金通信



皆様方の善意によって集められました赤い羽根共同募金は、地域福祉推進のために使われております。今年度もご理解・ご協力を宜しくお願いします。

平成29年度 徳島市支部目標額 ▶▶▶ **35,438,600円**

平成28年度共同募金の結果について  
徳島市支部で集められました金額 ▶▶▶ **36,487,127円**

…………… ありがとうございます ……………



## 募金の使われ方

皆様方から集められた募金は、地域の様々な事業に使われております。多額のご寄付、ありがとうございました。

事業例

食事サービス、敬老会、ふれあいサロン、友愛訪問  
広報活動、福祉まつり、餅つき大会、ボランティア活動 etc



敬老会



食事サービス



福祉まつり

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを実現していくためには、皆様方のご理解・ご協力が必要不可欠ですので、今後とも宜しく願い申し上げます。



## 徳島県共同募金会徳島市支部

住所：徳島市沖浜東2丁目16番地 徳島市生涯福祉センター内

電話：088-625-4356 FAX：088-625-4377



## おかげさまで70周年

平成29年度 共同募金 運動期間 10月1日～12月31日

..... ご挨拶 .....

赤い羽根共同募金は「共に助け合い、支え合う」自分の町を良くするしくみです。

昨年度は1億3634万円のご寄付をいただき、地域福祉活動や民間社会福祉活動等を支援できました。心よりお礼申し上げます。

今年も、10月1日から赤い羽根共同募金運動が始まります。

皆様方のあたたかいご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

社会福祉法人 徳島県共同募金会 会長 岡田 好史

### 共同募金とは?

共同募金は、事前に使いみちや目標額を定めて行われる計画募金です。そのため、寄付者の方々に「募金の目安」をお示しすることがありますが、決して強要するものではありませんので、趣旨をご理解いただき応分のご協力をお願いします。

### 共同募金への寄付には、税制上の優遇措置があります

個人

所得税

所得控除又は税額控除のいずれか有利な方を選択できます

●所得控除額=寄付金額(年間所得の40%が限度)-2千円

●税額控除額=(寄付金額-2千円)×40%(所得税額の25%が限度)

※税額控除の場合は、税額控除に係る証明書(写)が必要です

住民税

住民税

次の金額が納付すべき住民税から控除されます

税額控除額=(寄付金額(年間所得の30%が限度)-2千円)×10%

法人

株式会社などの法人の場合は、寄付した全額を損金算入することができます